建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社西洋ハウジング　佐藤　幸浩　東京都豊島区東池袋３－20－３　国土交通大臣許可（特－22）第13653号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オフィスワイズ　山田　敬三　東京都港区芝大門１－６－５　国土交通大臣許可（般－22）第21639号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エクシオインフラ株式会社　藤巻　英司　東京都大田区平和島４－１－23　国土交通大臣許可（般・特－22）第5401号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　空港施設株式会社　丸山　　博　東京都大田区羽田空港１－６－５　第５綜合ビル　国土交通大臣許可（般－22）第21406号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ケイ・イー・プロテック　伊藤　嘉彦　神奈川県横須賀市田浦港町無番地　国土交通大臣許可（般・特－25）第22675号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

関東地方整備局長　石川　雄一

１　処分をした年月日　平成27年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＲ東日本メカトロニクス株式会社　椎橋　章夫　東京都渋谷区代々木２－１－１　国土交通大臣許可（般・特－23）第24371号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年８月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

１　処分をした年月日　平成27年10月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アース建設株式会社　橋本　　太　三重県員弁郡東員町笹尾東二丁目４番地の４　国土交通大臣許可（般・特－22）第17462号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに石工事業、鋼構造物工事業、しゆんせつ工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年９月９日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

１　処分をした年月日　平成27年10月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エスペックミック株式会社　前川　剛司　愛知県丹羽郡大口町大御堂１－233－１　国土交通大臣許可（般－22）第20109号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び屋根工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成27年９月８日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

中部地方整備局長　茅野　牧夫